

3 - 2 - 2 - 3

## オーストラリア連邦における検疫法令等および 水際対策に関する調査報告

【調査日時】平成 29 年 2 月 5 日（日）～2 月 9 日（木）

【調査場所】 Australian Government, Department of Health  
Australian Government, Department of Agriculture and Water Resources  
Sydney Kingsford Smith International Airport  
Overseas Passenger Terminal, Circular Quay

【調査者】	大阪検疫所長	笠松 美恵
	健康局結核感染症課 IDES 医療専門職	齋藤 浩輝
	検疫所業務管理室検疫業務係長	平城 義郎

### 【調査目的】

近年、交通手段のめざましい発達、それに伴う国際的な人や物の往来の増加等により、我が国においては、航空機及び船舶による外国からの来航が飛躍的に伸びている。一方で、それに伴って我が国に常在しない感染症が侵入するリスクも増加している。

このような状況の中、検疫所の役割は空港検疫及び船舶検疫の両面において感染症蔓延に対する水際対策を担う部門として大きな意義をもつ。

しかし、我が国の検疫施策の根幹となる検疫法令は、現状にそぐわない部分も少なからず見受けられるようになってきていることから、この度、諸外国の検疫法令等の現状を調査し我が国の検疫関係法令の位置づけを確認することを目的とし、その一環として、同じ島国であるオーストラリア連邦（以下「オーストラリア」）の検疫関係法令等および実際の水際対策の調査を実施した。

### 【オーストラリア概要】

オーストラリアはオーストラリア大陸本土、タスマニア島および多数の小島からなる。大陸本土は図 1 にあるように、6 つの州とオーストラリア首都特別地域からなる。同特別地域はニューサウスウェールズ州東南端にあり、首都キャンベラがここにある。同国の人口は約 2,400 万人、国土面積は約 770 万 km<sup>2</sup> で日本の約 2 倍である。大陸の東側中部から南部は温暖な気候で、人口はこの地域に集中し、ブリスベン、シドニー、メルボルンといった大都市は全てこの地域にある。

大陸の北部には熱帯雨林気候の地域があり、図 2 にあるようにネッタイシマカが定着している。また北東岸はサンゴ礁が広がるグレートバリアリーフが有名である。コアラ、カンガルー、エミューなど、地理的隔離と気候の多様性から個性的な生態系が多数存在し、これらの固有生物を守るために同国では厳しい検疫が行われている。

図1 オーストラリア6州と2特別地域および各地の気候

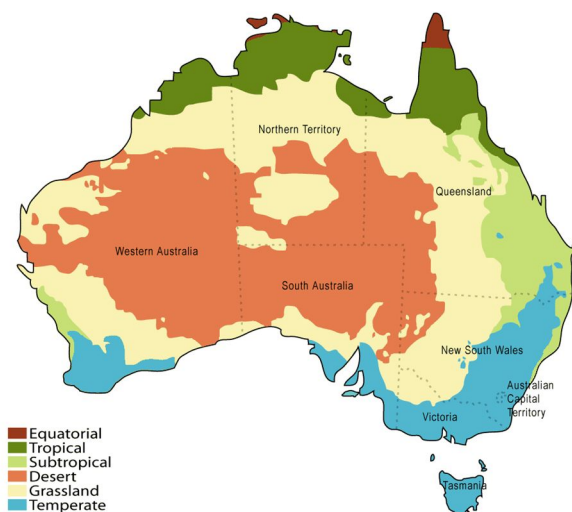
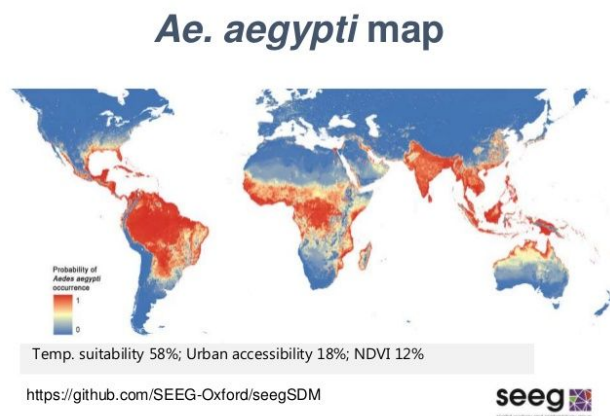


図2 ネットアイシマカの分布



「Global distribution maps of the arbovirus vectors *Ae. aegypti* and *Ae. albopictus*, Published on Dec 16, 2014」から引用

SEEG-Oxford: Spatial Ecology and Epidemiology Group at the University of Oxford

【オーストラリア検疫法令関連行政組織】

同国では、検疫を含む感染症関連施策は国の保健省（DOH : Department of Health）と農業水資源省（DAWR : Department of Agriculture and Water Resources）が連携してその役割を担っている。

保健省の下には7グループがあるが、その1つに「Health Protection Group」があり、さらに同グループが「Immunization Branch」、「Health Protection Policy Branch」、「Health Emergency Management Branch」に分かれるが、「Health Emergency Management Branch」(HEMB)が検疫法令やIHRに基づく業務を管理実行している。

HEMBはさらに「Border Health Section」、「Health Emergency Countermeasures Section」、「Emergency Preparedness and Response Section」に分かれ、国民の健康危機への準備・対応、National Incident Room および National Focal Point の維持管理も担っている。National Incident Room は、国内で発生するあらゆる健康危機への対応を調整する部署となっている。

## 【調査結果】

### 1. 検疫業務を規定する法令事項の確認

#### 1) 法令体系について

オーストラリア憲法には、「オーストラリア政府が検疫およびバイオセキュリティに対して責任を負う」と定められており、「Biosecurity Act 2015」（以下「Act 2015」という）が同憲法を補完している。

検疫法令は、2015年以前は「Quarantine Act 1908」であったが、2015年にAct 2015に改定、2016年6月16日に施行され、同年には以下のような同法関連規則等が次々と制定されていた。

Biosecurity Act Explanatory Memorandum

Biosecurity Regulation 2016

Biosecurity (Human Health) Regulation 2016

Biosecurity (Listed Human Diseases) Determination 2016

Biosecurity (Entry Requirements) Determination 2016

Biosecurity (Ship Sanitation Certification Scheme – Ports) Declaration 2016etc.

上記以外に、DOHとDAWRの間で「Memorandum of Understanding」が交わされている。これは、本来DOHが担うべき水際での人の検疫について、DAWRのスタッフが担うための覚書である。

#### 2) 国内他法令との関係について

我が国では水際対策を検疫法により、国内感染症対策を感染症法によってそれぞれ実施しているが、オーストラリアにおいても同様に、水際対策はAct 2015により、国内感染症対策は国内法により実施されている。

#### 3) 国及び地方自治体との関係について

DAWRの職員であるBiosecurity Officers (BOs)が、全国に配置されている。一方で、「Biosecurity (Human Biosecurity Officers-State and Territory Officers and Employees) Authorisation 2016 (No.4)」に基づき、2017年現在69人のHuman Biosecurity Officers (HBOs) (医師)がDOHから任命

されているが、6州2特別地域で開業医がそれぞれ1人ずつ Chief Human Biosecurity Officer (CHBO)に、また各州及び特別地域の保健部門で雇用されている医師が数名～十数名ずつが HBOs に任命され、BOs からの電話連絡に24時間365日備えている。なお、BOs のバックグラウンドは特に拘らないため多種多様である。獣医師、昆虫学者、疫学者、経済学者等が含まれているが、看護師は含まれていない。

【参考】各州及び2特別地域の人口とHBOsの人数(2017年2月現在)

	人 口	HBOs (Chief HBO を含む)
New South Wales	7,618,200	8
Victoria	5,938,100	11
Queensland	4,779,400	20
Western Australia	2,591,600	13
South Australia	1,698,600	5
Tasmania	516,000	3
Australia Capital Territory	390,800	5
Northern Territory	244,600	4

ちなみに Human Biosecurity Officers のトップは Director of Human Biosecurity Officer (Chief Medical Officer と同一人物)で、DOH - Health Protection Group の長たる医師である。

#### 4) 検疫空港及び検疫港について

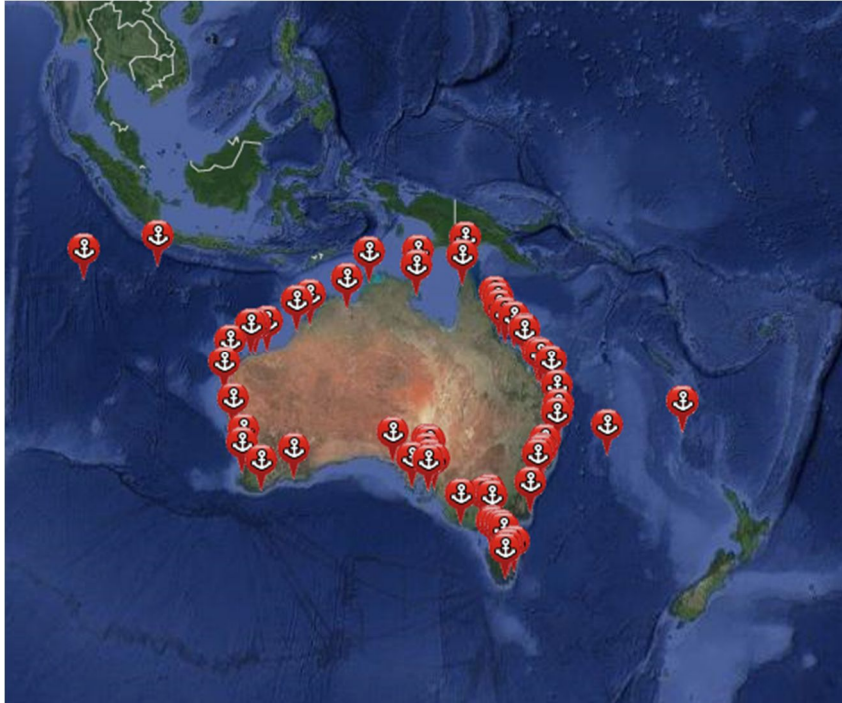
IHR の条件を満たす入域地点 (PoE : Point of Entry) は、8 空港と 6 海港であるが、ベクターのモニタリング及びサーベイランスを実施している International First Point of Entry は、海港 63 港、空港 30 空港 (図 3, 4) あり、我が国と状況は酷似している。

【参考】PoE under the IHR

##### 空港海港

Sydney	Sydney
Melbourne	Melbourne
Adelaide	Brisbane
Brisbane	Fremantle
Perth	Darwin
Darwin	Cairns
Gold Coast	
Cairns	

図 3 A map of Australia's First Points of Entry for Vessels



<http://www.agriculture.gov.au/biosecurity/avm/vessels/first-point-entry-and-non-first-point-entry>

図 4 A map of Australia's First Points of Entry for Aircrafts



<http://www.agriculture.gov.au/import/before/sending/airports>

30 空港中、DAWR の職員である Biosecurity Officers (BOs) が常駐しているのは 11 空港で、これは IHR の要件を満たす 8 空港と、遠方のクリスマス島、ココス諸島、ノーフォーク島の 3 空港である。BOs が常駐していない 1 次空港は、リクエストに応じて国際便を受け入れることになっており、オーストラリア移民局(Department of Immigration and Border Protection)の管轄である National Passenger Processing Committee(NPPC)が一括して調整している。

なお、同国で最も出入国者数が多いのは Sydney Kingsford Smith International Airport で、1 日の入国者は 25,000 – 31,000 人である。

## 5) 検疫対象感染症について

Act 2015 では Listed Human Diseases をもって検疫対象感染症としており、同疾患は必要に応じて関連法令により随時改正される。2017 年 2 月現在の検疫感染症は以下のとおりである。

パンデミックとなりうるヒトインフルエンザ

MERS

ペスト

SARS

痘瘡

ウイルス性出血熱

黄熱

## 6) 入国時の検疫対象について

航空機、船舶、人、荷物、食品、動植物、郵便物等、国内に入るすべてのものが検疫の対象である。

## 7) 検疫方法について

空港及び港における検疫は、到着前の通報の内容により DAWR の職員である BOs が対応する。

有症者等の通報がなく、害虫駆除対策が実施されていることが到着前に確認できれば、Positive Pratique といって、自動的に入港が許可される。一方、有症者が機内にいるとの通報を受けた場合は、Negative Pratique といって、BO が 1 名機内まで出向くことになる。

ブース検疫のような方式は行っておらず、サーモグラフィーも用いていない。なお、インタビュールームでは非接触型体温計で体温測定を行う。

## 8) 有事検疫体制について

Act 2015 第 8 章に、「Biosecurity Emergencies and Human Biosecurity Emergencies」というタイトルで規定されている。

非常事態を宣言するのはオーストラリア総督（オーストラリア国王の代理人）である。

同章にはパンデミック等有事の際の Emergency Powers が記載されている。この権限により、学校閉鎖等を命じたり、隔離命令を下したり、病院等を特定区域に指定したりすることができる。

#### 9) トランジット客対応について

トランジット客については特に規定されておらず、したがってトランジット客については降機後から乗り継ぎ便に搭乗するまでの間、特に検疫の対象とはなっていない。ただし機内においては到着前通報の対象となっていることから、トランジット客が有症者であれば通報されることになる。

#### 10) 死体の解剖について

Act 2015 には、BO、HBO、もしくは CHBO が死体の管理を指示すると規定されているが、解剖を実施する規定はない。なお、死体は Goods とは区別され、Human Health に関するリスク管理編で述べられている。

#### 11) 検疫区域の概念について

Act 2015 には、同法がおよぶ範囲としてオーストラリア海岸線から 12 海里 (22.2km) とされており、これは上空も同様である。但し、我が国の検疫法で定める検疫区域という概念とは違うが、「Quarantine Area はあるか?」という質問に対し、上述のような回答がなされた。航空機は前述したように(7)参照) Negative Pratique と判断された場合、機内検疫となり、機内検疫が終了するまで乗客は誰も降機できず、また原則として BO 以外乗り込むことができなくなる。

#### 12) 無線検疫について

「7) 検疫方法」にも記述したが、到着前に有症者等の通報がなく、害虫駆除対策が実施されていることが到着前に確認できれば、Positive Pratique といって、自動的に入港が許可される。一方、有症者が機内にいるとの通報を受けた場合、もしくは害虫駆除対策が実施されていないければ、Negative Pratique といって、BO により機内(船内)検疫が実施される。

#### 13) 出国検疫について

Act 2015 には以下のように明確に Exit Requirements について記載されている。

目的:

他国に検疫感染症が拡がることを防ぐため、または IHR の勧告に基づいて実施する。

対象:

オーストラリアから出国しようとしている個人

オーストラリアから出て行こうとする航空機、船舶の責任者(以下「オペレーター」と

いう)

実施すべき事項：

- オペレーターは、健康に及ぼすリスクについて乗客に情報提供をすること
- オペレーターは、感染兆候が見られる乗客がいれば、出国前に BO に通報すること
- 出国しようとする個人は、必要な予防接種を受けること
- 出国しようとする個人は、健康状態に関する質問票に回答すること
- 出国しようとする個人は、検疫感染症に関連する申告書を提出すること
- 出国しようとする個人は、過去の渡航歴に関する申告書を提出すること
- 出国しようとする個人は、何らかの手段を用いたスクリーニングを受けること

#### 1 4 ) 港湾衛生検査及び船舶衛生検査について

港湾衛生業務は Act 2015 に管理権限が盛り込まれており、IHR2005 に準拠した形で BOs によって全国 93 箇所の海空港で実施されている。

船舶衛生検査も Act 2015 に「航空機・船舶の Biosecurity Risk 管理」の章で船舶衛生について規定されており、IHR2005 に準拠した形で BOs によって全国 40 箇所の港で実施されている。なお、同国では、2016 年に船舶衛生検査証明書を紙媒体から電子媒体に変えたところである。

#### 1 5 ) 予防接種について

Act 2015 は黄熱予防接種の実施をサポートするが、実際には開業医が接種を行っており、証明書も接種医が発行している。(オーストラリアでは黄熱ワクチンは 1 人 1 パイアルの製剤を使用している。)

#### 1 6 ) 輸入動物について

DAWR は、我が国の農林水産省にあたり、オーストラリアは DOH と DAWR が連携して、Act 2015 の下、我が国で言う検疫所、動物検疫所、植物防疫所の業務を実施している形になっている。港によって、輸入される動植物が荷揚げできない港がある。本土で動植物を含め、何でも荷揚げできるのは 10 港だけである。

## 2 . 有事の検疫体制及び対応の確認

### 1 ) 平時の検疫体制について

- 1 - 7 ) に記載したが、平時は、航空機も船舶も  
到着前通報により有症者がいないこと、及び  
適切な害虫駆除対策の有効期間であることをデータベースで確認することで、  
自動的に交通許可を出している。

航空機による到着前通報が必要なのは、以下のような場合である。

乗客に検疫感染症を疑わせる症状（発熱、悪寒、黄疸、発疹、異常出血、咳嗽、救急



処置を必要とする病態)のある乗客がいたり、飛行中に死者が出た場合

機内に動物がいたり、植物が発見された場合

飛行中に動物が死亡した場合

適切な害虫駆除対策がとられていなかった場合

到着前通報は、航空機では降下開始時点もしくは少なくとも到着 30 分前までに、口頭あるいは書式で BOs に通報する必要がある。船舶では到着前 12~96 時間の間に BOs または Border Force (BF) に通報する必要がある。Australian Border Force とは、Immigration (入国管理) と Customs (税関) が一緒になった組織のことである。

有症者の状態が非常に重篤な場合は、オペレーターが責任を持って救急医療サービスを手配する。それによって BOs への通報が遅れることはやむを得ない。この場合は、救急搬送された有症者について航空会社側から記録等情報を確認する。

通報漏れの場合、入港が取り消されたり、罰金が科せられたり、刑務所に留置されたりすることになる。通報実施状況は満足いくものか、その検証システムはあるか、質問したところ、時折通報漏れはあり、特に検証システムはないが、通報漏れに対しては罰則よりも航空会社等への教育を優先しているとの回答であった。

到着前通報で有症者ありとの連絡が入った場合、BO1 名が機内に出向き、Traveller with Illness Checklist(別添 1)を用いて検疫感染症疑いの有無を評価し、必要に応じて州の HBO に電話で相談する。HBO は BO に対し医学的なアドバイスをする。また HBO は、同有症者を特定の治療施設に行かせるために、BO に対して Human Biosecurity Control Order (管理命令) の適用を指示し、同時に DOH にも LHD 疑い患者について報告する。HBOs はそれぞれ担当している州においてアドバイスをするだけで、多くの場合電話だけで済む。

有効な害虫駆除対策が実施されていない場合も BO は機内まで出向き、機内で殺虫剤を噴霧する。害虫駆除対策として、多くの航空機は殺虫効果が持続する殺虫剤を 2 ヶ月毎に用いている。処置に使用した殺虫剤の空缶を航空会社が DAWR の事務所に持ってくれば、記録が更新されると同時に、新しい殺虫剤の缶が供与されるとのことである。

全到着便について入港許可を判断する司令室とも言うべき部屋には、各航空便の状況(到着予定時刻、到着済み等)が一目でわかるフライトモニター画面と、Aircraft Disinsection Information (ADI) の Database 画面(図 5)が並んでおり、また各航空会社からの電話連絡がはいることになっている。この部屋で入港許可できないと判断した場合は、他の BO に連絡がいき、BO1 名が当該航空機内で有症者対応または殺虫剤噴霧を実施することになる。

図 5 Aircraft Disinsection Information Database

## Disinsection - operational - ADI

The below is an example of the ADI system for an aircraft using Residual Disinsection (RD):

Callsign	Residual	Last Pre-embarkation			Comment	History
	Expiry Date	Flight Number	Airport Where Treated	Date Sprayed		
BMAW	06 Jan 2008					☺
CSTKR	28 Aug 2016					☺
CSTRW	18 Mar 2015					☺
P2PXV	28 Feb 2017					☺
P2PXW	14 Mar 2017					☺

画面上には「Residual」(残留効果の高い殺虫剤)の下欄に、有効期限が表示されるようになっている。

DAWR に有症者の情報がもたらされるルートとして最も多いのは到着前通報である(90%以上)。それ以外に、Border Force の職員からの通報がある。入国審査手続き中や、税関審査中に具合の悪そうな人がいれば DAWR の BOs に情報がもたらされる。また、BOs は日本の動物検疫所や植物防疫所職員の業務も兼務しており、そのため荷物受け取り場周辺を見回っているが、その際に有症者に気づくこともある。Paramedics (救急隊)も、航空機から急病患者的の搬送を依頼された場合、BO に連絡してくるため、一緒に機内に入ることもある。現在のような平時は、1日に10件程度、航空会社を通して航空機から到着前通報で有症者の連絡が入るが、BO1名が機内に出向き、せいぜい10分ほどでチェックリストを用いて確認作業を終える。HBO (医師)に電話連絡がいくケースは、月に1度あるかないかである。航空機内では、乗客全員に図6のような「入国カード」が配られ、乗客は入国の際、提出を求められる。Act 2015では、航空会社に到着前に「政府からのお知らせ」を書面または口頭で乗客に情報提供することが義務付けられている。

「Guidelines for airline and aircraft operators arriving in Australia」

(<http://www.agriculture.gov.au/biosecurity/avm/aircraft/guidelines-operators>) から、アナウンスする文面と音声が入手でき、14か国語が用意されている。日本語の文面は以下の通りである。また Act 2015 はオペレーターと24時間365日連絡が取れるよう、最新の連絡先を届けておくことも義務付けており、違反には罰金が科せられることになっている。

図6 入国カード

表

**入国カード ・ オーストラリア**  
 青色または黒色のペンをを用い、英語で記入してください

すべての質問に答えなければなりません。どう答えていいか不明な場合は「はい」に **X** をつけてください。

▶ 下記の物品をオーストラリアに持ち込もうとしていますか？

1. 禁止または規制されている物。医薬品、ステロイド、銃砲、武器・不法な薬物	はい	いいえ
2. 2250mlを超えるアルコール類、または紙巻タバコ250本または250gを超えるタバコ製品	はい	いいえ
3. 贈答品を含めて、海外で入手した品物。あるいはオーストラリアの免税店等で購入した品物で、合計総額がAUD\$900を超える場合	はい	いいえ
4. 業務/営業目的の物品/見本	はい	いいえ
5. 鞆ドルまたは外貨で合計 AUD \$ 10,000相当以上	はい	いいえ
6. すべての食物 - 乾燥、生鮮、保存加工、調味済、未調理等を含む	はい	いいえ
7. 木製品、植物、植物の部分、伝統的な医薬品、薬用・食用および香辛料の草本植物、種子、球根、茎、ナッツ類など	はい	いいえ
8. 器具、図、バイオテクノロジー製品、標本、鳥、魚、昆虫、貝殻、蜂製品	はい	いいえ
9. 土、またはたとえばスポーツ用品、靴などのように土の付着した物品	はい	いいえ
10. 過去30日以内にオーストラリア以外の国で農業地域を訪れた、または家畜に接触しその近くに近づくに行きましたか？	はい	いいえ
11. 過去6日以内にアフリカ、または南米に行きましたか？	はい	いいえ

▶ オーストラリア国内での滞在予定先 (住所)  
 州

▶ オーストラリアに向こう1年間にわたって滞在する予定ですか？  
 はい  いいえ

▶ オーストラリアに国籍をお持ちでない方のお答えください  
 結核にかかっていますか？  
 はい  いいえ

犯罪歴がありますか？  
 はい  いいえ

**DECLARATION**  
 The information I have gives is true, correct and complete. I understand failure to answer any question may have serious consequences.

署名  
 Day Month Year 22

M@gosido.com 日本語

裏

オーストラリアにおける連絡先  
 電話 1  
 Eメール  
 住所 または 2  
 州名 3

緊急連絡先 (家族、友人など)  
 氏名 8  
 Eメール  
 電話 または 9  
 郵送先住所

英語で記入してください

▶ この航空機または船舶に搭乗した国 4

職業 5

▶ パスポートに記載されている国籍 6

▶ 生年 日 月 年 7

▶ A、B、C、いずれかの該当する項目に **X** をつけ、質問に答えてください。

**A** オーストラリアに永住者 10

**B** 旅行者または一時入国者 11

▶ オーストラリアでの滞在 年数 月数 日数 12  
 予定期間 OR

▶ 居住国 13

▶ オーストラリアを訪れる主な理由 (1つのみに **X**) 14

大会/会議	1	就職	4	休暇	7
商用	2	教育	5	その他	8
友人あるいは親類訪問	3	展示会	6		

**C** オーストラリアに帰国する居住者 15  
 Country where you spend most time abroad

当カードの両面の質問に完全に答えたことを確かめてから、到着時にパスポートと共に提出してください。

M@gosido.com

Australian Government

The following announcement must be read to passengers before arrival in Australia. Delivery of this message is a legal requirement under Australian law. This is an approved announcement and must not be edited.

オーストラリアへの到着前に乗客にこの通知を読み上げる必要があります。連絡を徹底することはオーストラリアの法律で義務付けられています。これは認可された通知であり、手を加えることは認められません。

**乗客への重要な通知**

これはオーストラリア政府からの重要な連絡です。オーストラリアでは防疫に関する厳格な法律が施行されています。

入国カードにはオーストラリアへの持込物と訪問先に関する質問が記載されています。正直に回答してください。入国カードは法的文書であり、虚偽の記述は罰金の対象となる場合があります。到着時に担当官が確認します。

一定の食品、植物または動物製品のほか、川や湖で使用した(あるいは土壌が付着している)装備または靴を持参している場合には、「はい」に印を付けてください。機内(船内)で提供された食品は持ち出さないでください。

海外に渡航した後には、感染症の病原体に感染しているわずかな可能性がある場合があります。具合が悪い場合、特に発熱や悪寒、発汗がある場合には、あなた自身の健康と周囲の保護のため、乗員に連絡することが重要です。

カード裏面には以下のような但し書きが記載されている。

「この書類に記入されている情報は、オーストラリアの出入国、税関、検疫、統計、衛生、野生動植物、通貨を管理する各法令の運営のために必要とされるものであり、当該情報の収集は法令により許可されています。この情報は、これらの分野を管轄し、かつオーストラリア国法によって当該情報授受の権限を与えられている機関に対してのみ開示されます。」

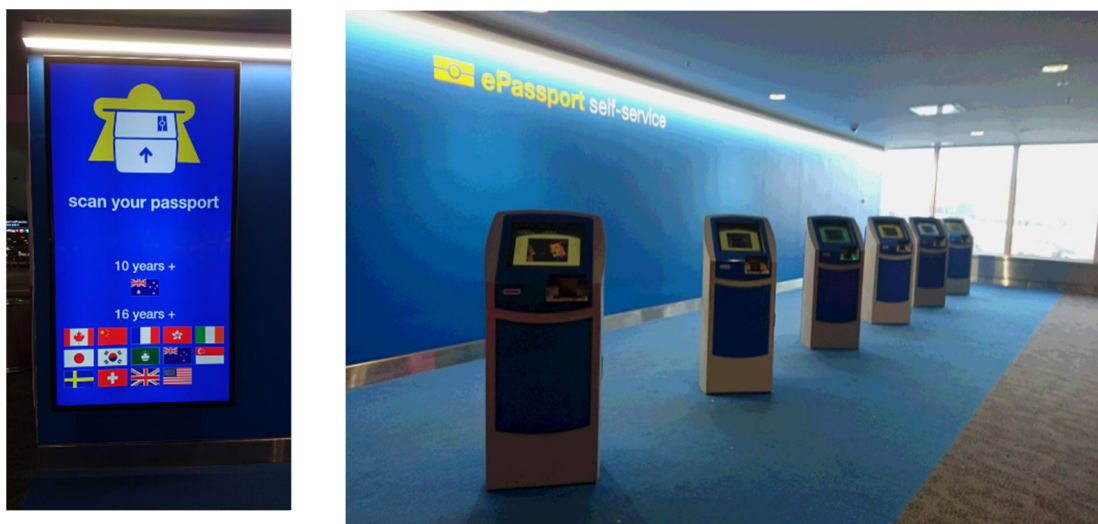
入国カードには、オーストラリア国内における連絡先だけでなく、国外の家族や知人の連絡先まで記載するようになっており、有事の際に本人を追跡できるようになっている。

健康に関する質問として、「結核に罹患しているか?」「過去6日以内にアフリカ、または南米に行ったか?」という質問があるが、これらの質問に Yes と答えた乗客がいても、DAWRのBOsが対応することはない。結核患者情報は、入国後、滞在予定地周辺の病院に情報提供することであった。必ずしも当該外国籍入国者が、情報提供した病院を受診するとは限らないだろうと問いかけたが、明快な解答は得られなかった。過去6日以内のアフリカ、南米滞在歴に関する質問は黄熱を考慮しており、Yes と回答した者に対しては、Border Forceの職員が黄熱予防接種証明書（イエローカード）の提示を求めている。所持していない場合は、「黄熱カード」を手渡し、症状が出た場合の対処法等について情報提供することになっている。この時、BFの職員が目視で同入国者が具合悪そうに見えた場合は、BOsに通報するシステムになっている。

入国審査場には写真1に示したような Smart Gate という機械が数台設置されており、2017年2月現在12カ国および2都市からの入国者で16歳以上の者は、これを使って入国審査を完了することができる仕組みになっている。実際に我々日本からの3人もメルボルン国際空港から入国する際に、同システムを使い、入国審査窓口前に並ばずに審査を終えることができた。銀行のATMのように、パスポートの顔写真面を挿入し、タッチ画面で入国カードと同じいくつかの質問に回答するとチケットが出て来、次に数m前にある顔認証ゲートに移動して先ほどのチケットを入れ、顔認証を受けると完了した。



写真1 Smart Gate



(10歳以上のオーストラリア人と、16歳以上のアイルランド、米国、イギリス、カナダ、韓国、シンガポール、スイス、スウェーデン、中国、日本、ニュージーランド、フランス、香港、マカオからの入国者が利用できる。)

前述したように、入国審査が終了すると、バゲッジクレームで荷物を受け取るが、このスペース内で数人のBOsが人や荷物を見て回っている。CIQスペースの最終出口の段階では、Border Forceの職員が入国カードをチェックしながら回収し、ようやく到着ロビーに向かうことになる。したがって、我が国の検疫法で言う「検疫エリア」は、同国の場合航空機からCIQスペースの最終出口までと言える。

なお、シドニー国際空港で勤務するBOsの人数は約180人、そのうち1日に勤務している人数は60-80人ということであった。

検疫体制の一環として、1次港に指定されている海空港においてベクター調査も実施している。シドニー国際空港内には写真2に示した媒介蚊検査室があり、蚊の同定や病原体ウイルス有無の確認が実施されている。

写真2 媒介蚊検査室



平時の検疫体制の一環として、図7のような「出国カード」も回収している。オーストラリア滞在中にどのような目的で主にどの地域に滞在したかを問うものとなっており、同じ便に乗り合わせたことで、後に追跡が必要な事案が発生する場合を考慮した質問票となっている。実際に出国時に提出したが、回収箱に自ら放り込むだけであった。

図7 出国カード

表

**Outgoing passenger card Australia**

PLEASE COMPLETE IN ENGLISH WITH BLUE OR BLACK PEN

PLEASE X AND ANSWER D OR E OR F

1 Family/surname  
2 Given names  
3 Passport number  
4 Flight number or name of ship  
5 Country where you will get off this flight  
6 What is your usual occupation?  
7 Nationality as shown on passport  
8 Date of birth Day Month Year

9 PLEASE X AND ANSWER D OR E OR F

10 D Visitor or temporary entrant departing  
11 E Australian resident departing temporarily  
12 F Australian resident departing permanently

13 In which State do u live?  
NSW Vic Qld  
SA WA Tas  
NT ACT Other

14 In which State do u live?  
NSW Vic  
Qld SA  
WA Tas  
NT ACT Other

11 State where you spent most time  
NSW Vic  
Qld SA  
WA Tas  
NT ACT  
Other

12 Intended length of stay overseas  
Years Months Days

12 Country where you will spend most time abroad

12 Main reason for overseas travel (Tick one)  
Convention/Conference 1 Holiday 7  
Business 2 Other 8  
Visiting friends or relatives 3 Education 5  
Employment 4 Exhibition 6

12 Country of Residence

12 What is your country of future residence?

15 DECLARATION The information I have given is true, correct and complete.  
YOUR SIGNATURE  
16 Day Month Year

M@gosido.com えいご

裏

1 Are you taking out of Australia AUD\$10,000 or more in Australia or foreign currency equivalent? If answered 'Yes' you must complete an International Currency Transfer Report to present with this card.

2 If you worked in Australia as a temporary resident you may be eligible for a Departing Australia Superannuation Payment (DASP).  
If you would like to receive further information please provide your e-mail address.  
For example WILLIAMS\_JENNIFER @HOTMAIL.COM  
Visit [www.ato.gov.au/super](http://www.ato.gov.au/super) for more DASP information.

MAKE SURE YOU HAVE COMPLETED BOTH SIDES OF THIS CARD. PRESENT THIS CARD, ON DEPARTURE WITH YOUR BOARDING PASS AND PASSPORT.

Information sought on this form is required to administer immigration, customs, quarantine, statistical, health, wildlife and currency laws of Australia and its collection is authorised by legislation. It will be disc osed only to agencies administering these areas and those entitled to receive it under Australia law. The leaflet Safeguarding your personal information is available at Australian ports and airports.

M@gosido.com

## 2) 有事の検疫体制について

有事の例として、2014年のエボラ出血熱(EVD)流行時にどのような体制を取ったか説明を受けた。当時は平時の到着前通報による対応以外に、通常の入国カードに追加して、図8のような渡航履歴質問票が機内で配布され、到着時、写真1のタッチパネルを使って、もしくは

BF の職員によって、以下のことが確認された。

- 到着便、座席番号、到着日、氏名、パスポート番号、パスポート発行国、生年月日
- オーストラリア国内での連絡先；電話番号、住所、Eメールアドレス、オーストラリア国内最終目的地
- 過去 21 日間にアフリカに滞在したかどうか？
- で Yes と答えた場合は、どこの国か？

図 8 EVD 用渡航履歴質問票

**Figure 8: EVD Travel History Card (Top Section)**

Please keep this information for 21 days after arrival

**PROTECT YOURSELF PROTECT OTHERS**

An outbreak of Ebola has originated in West Africa. Ebola is a severe, often fatal disease.

**SYMPTOMS INCLUDE**

- Fever
- Headache
- Muscle Aches
- Vomiting or Diarrhoea

If you visited a country affected by the outbreak and develop any symptoms within 21 days, call **1800 186 815** for help 24 hours a day.

**They will help you and help protect others**

KEEP INFORMED check [www.health.gov.au/ebola](http://www.health.gov.au/ebola) for regular updates

**Australian Government**

**Travel History Card**

This information is important to help us protect you, your family and other members of the community

Please complete this **Travel History Card** and your **Incoming Passenger Card** and present them to a Customs Officer on arrival in Australia

Your personal information is protected by law, including the Privacy Act 1988, and is being collected by the Australian Government Department of Agriculture to protect the Australian public by minimising the entry of quarantinable diseases and diseases with pandemic potential.

If you do not provide the health information requested penalties authorised under the Quarantine Act 1908 may apply.

You can get more information about the way in which your personal information will be managed at [www.health.gov.au/quarantine](http://www.health.gov.au/quarantine)

---

**Figure 8: EVD Travel History Card (Bottom Section - Form to Complete)**

Please complete in English

**1 Passenger details**

Flight Number or Name of Ship

Seat Number      Arrival Date

Family Name

Given Name(s)

Passport Number

Country of Issue

Date of Birth

**2 Contact details in Australia**

Phone

Address

Email

Final Destination in Australia

**3 Travel history**

Have you been in Africa in the past 21 days? (Please X one only)

Yes (If Yes go to section 4)

No (If No go to section 5)

**4 If you answered 'Yes' to question 3**

Please X the countries you have been to in the past 21 days

Algeria	Eritrea	Nigeria
Angola	Ethiopia	Rwanda
Benin	Gabon	Sao Tome and Principe
Botswana	Guinea	
Burkina Faso	The Gambia	Senegal
Burundi	Ghana	Seychelles
Cabo Verde	Guinea-Bissau	Sierra Leone
Cameroon	Kenya	Somalia
Central African Republic	Lesotho	South Africa
Chad	Liberia	South Sudan
Comoros	Libya	Sudan
Democratic Republic of the Congo	Madagascar	Swaziland
Republic of the Congo	Malawi	Tanzania
Cote D'Ivoire (Ivory Coast)	Mali	Togo
Djibouti	Mauritania	Tunisia
Egypt	Mauritius	Uganda
Equatorial Guinea	Morocco	Zambia
	Mozambique	Zimbabwe
	Namibia	
	Niger	

**5 Your Signature**

You must answer truthfully, providing false or misleading information is an offence.

Passenger's Signature

**Australian Government**

**Department of Health**

**PROTECT YOURSELF PROTECT OTHERS**

**EBOLA**

**Information Card**

KEEP THIS CARD FOR 21 DAYS

Arrival Date

Your personal information is protected by law, including the Privacy Act 1988, and is being collected by the Australian Government Department of Agriculture to protect the Australian public by minimising the entry of quarantinable diseases and diseases with pandemic potential.

If you do not provide the health information requested penalties authorised under the Quarantine Act 1908 may apply.

You can get more information about the way in which your personal information will be managed at [www.health.gov.au/quarantine](http://www.health.gov.au/quarantine)

タッチパネルでEVD 流行国をタッチした場合、赤いランプが点灯する仕組みになっており、BO がそこに急行する仕組みになっていた。また BF のブースでも同様に、EVD 流行国に滞在歴のある者が発見された場合、赤いランプを点灯させ、BO に対応させる仕組みになって

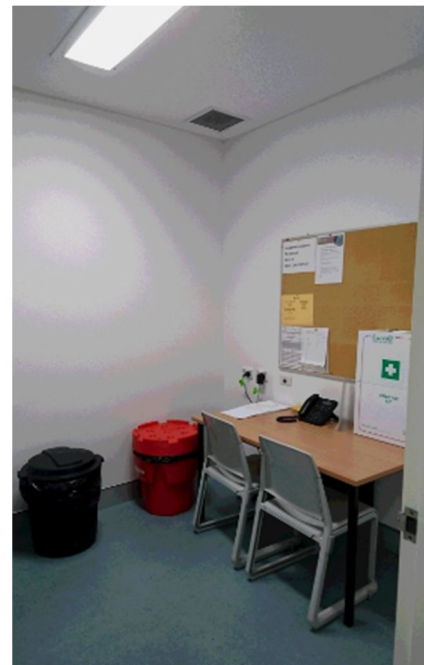


いた。

上記のような自己申告以外に、EVD 流行時には他国の National Focal Point からオーストラリアへの渡航者に関する情報が入ることもあった。また看護協会や、流行国に社員を派遣しているようなハイリスク企業からも、BO に事前に情報提供してくる仕組みがあった。

BO は、インタビュールーム（写真3）で流行国に渡航歴有りとは回答した乗客から、現地でのEVD患者との接触歴等の聞き取りと、非接触型体温計を用いた体温測定を実施した。聞き取りの結果、現地でEVD患者等と接触歴があり、体温が $37.5^{\circ}\text{C}$ 以上あれば、州保健局のHBOに電話連絡し、HBOは電話で直接乗客と話をしたり、空港までやって来て个人防护具（PPE）装着の上、対面で再度乗客から聞き取りをした。同症が疑われれば救急車で特定の病院に搬送した。なお、空港や海港で人から検体採取を行うことは、平時も有事もない。

写真3 インタビュールーム



インタビュールームは普段は施錠されており、室内には机、椅子、電話機、使用済みのPPEを処分するゴミ箱等があるだけで、特に陰圧にもなっていない。

接触歴に関する3つの質問に1つでもYesと答えた乗客にはEVD home kitが手渡された。キットには、EVDに関する情報だけでなく、EVD様症状が出現した場合の連絡先や、21日間体温測定するための体温計も含まれていた。

接触歴から乗客がハイリスクと判断されるも症状がない場合は、毎日HBOに症状が出現していないことを連絡し、21日間自宅待機（home quarantine）するよう伝えたが、概ね遵守されたとのことである。



「過去 21 日以内のアフリカ EVD 流行国滞在歴あり」と答えたが、接触歴が全くなく、体温も 37.5 未満であれば、それ以上何もせず入国させた。

HBO が、自宅で一人では適切に対応できないと判断した乗客については、病院で停留措置を取った。また HBO が必要と認めた場合には、自治体の職員が当該乗客を健康監視することもあった。

現地で医療活動に加わっていた医療従事者には、帰国後 21 日間は医療行為をしないよう義務づけた。

### 3 . 参考ウェブサイト

<https://www.legislation.gov.au/Details/C2016C00648>

<https://www.legislation.gov.au/Details/F2016L00719>

<http://www.health.gov.au/quarantine>.

<http://www.agriculture.gov.au/biosecurity/avm/vessels/first-point-entry-and-non-first-point-entry>

<http://www.agriculture.gov.au/import/before/sending/airports>

<http://www.agriculture.gov.au/biosecurity/avm/aircraft/guidelines-operators>